

改正

令和2年3月31日告示第58号

小矢部市スズメバチ駆除費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小矢部市補助金等交付規則（昭和43年小矢部市規則第5号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、小矢部市スズメバチ駆除費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「スズメバチ」とは、ハチ目スズメバチ亜科のスズメバチ類をいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、スズメバチによる危害を防止し、市民生活の安全を図るため、市内においてスズメバチの巣を駆除した者に対し補助金を交付するものとする。

(補助対象等)

第4条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) スズメバチの営巣がある建物又は土地の所有者、使用者又は管理者
- (2) 自治会又はこれに類すると市長が認める団体
- (3) スズメバチの営巣付近に居住する個人

2 前項の規定にかかわらず、補助金の申請時において納付すべき納期限の到来した市税等を完納していない者に対しては、補助金を交付しない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条第1項各号に掲げる者が駆除業者（ハチ等の駆除を業とする業者をいう。）に委託して行うスズメバチの巣の駆除に要する費用に3分の1を乗じて得た額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

2 補助金の額は、9,000円を限度とする。

(補助金交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、スズメバチの巣の駆除後に、小矢部市スズメバチ駆除費補助金申請兼請求書（様式第1号）に関係書類を添付のうえ、市長に提出するものとする。

(交付額の確定)

第7条 市長は、前条の規定により提出された補助金申請兼請求書を審査し、補助金の交付の要件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第2号）により速やかに補助対象者に通知する。

（補助金の返還）

第8条 虚偽その他不正の行為により、補助金の交付を受けた者があるときは、市長は、期限を決めて補助金の返還を命ずるものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日告示第58号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。